

温泉法改正（平成 19 年）以降の施行状況について

温泉成分の定期的な分析及び公表の義務づけ等に関する温泉法改正について

①改正法の主な概要

温泉法第 18 条第 3 項に基づき、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間（10 年以内）ごとに温泉の成分分析を受ける必要がある。改正の背景は、温泉の成分分析情報が古いままとなっており、多様な情報が求められる状況にそぐわないために改正する必要性が生じたものである（法改正の詳細は別紙 1 参照）。

②改正法に関する施行状況について

今般、都道府県、政令市、保健所設置市及び特別区に対してアンケートを実施し、改正法の施行日以降（平成 19 年 10 月 20 日）から平成 28 年度末までの施行状況を調査した。このうち、再分析を実施していない主な理由は失念、施設の休業中及び費用というものが多かった。

表－1 再分析の実施状況

調査項目	件数
温泉法第 18 条第 3 項に基づく温泉成分の再分析を行うべき件数	13,363 件
同項に基づく温泉成分の再分析の必要があったが当該分析を実施していない施設の数	1,937 件
同項に基づく温泉成分の再分析を実施したが、その内容を変更していない施設の数	896 件

※144 自治体にアンケートを送付した。そのうち、特に対象件数の多い都道府県において、正確な件数等を把握することが困難という回答があった。また、政令市、保健所設置市または特別区では温泉施設等が無いとの回答もあった。

※文書管理規程による文書保存期間の経過、実務を委任している保健所からの情報の提供等がない等の理由により、本アンケートへの情報提供が困難との回答があった。

※法改正施行時に、再分析が必要であった件数は 10,696 件。なお、経過措置として法改正施行時に再分析が必要であった施設については、平成 21 年 12 月 31 日までに再分析を実施する必要があるとした。

③今後の対応について

本法改正の目的は、衛生上の観点及び信頼できる情報を利用者に提供することである。温泉の成分は自然由来のものであり、一定の期間を経ると変化する

る可能性があることから、引き続き温泉成分の定期的な分析は必要である。

今回の調査により、再分析を実施していない案件が一定程度あること、また、実態を十分把握していない都道府県等があることが明らかになった。このため、環境省では各都道府県等が適切に事業者を指導し、定期的な分析が実施されるよう促していくこととする。

温泉法の一部を改正する法律の概要

別紙1

平成19年4月25日法律第31号

法律改正の必要性

- ・温泉成分の分析結果が古いまま更新されず掲示
- ・多様な情報の提供を求める利用者のニーズ



温泉成分の定期的な分析・公表等

- ・温泉利用拡大による資源枯渇のおそれ



科学的根拠に基づくきめ細かな温泉資源保護対策

改正の概要

1. 温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け等

定期的な成分分析の義務付け

- 温泉成分の定期的な分析(10年ごと)、その結果に基づく施設における成分の掲示の更新を義務付ける。

2. 温泉の掘削、利用等の許可に係る制度の見直し

許可の際の条件の付与

- 従前から可能であったが、掘削、ポンプ設置、浴用・飲用としての利用等の許可につき、条件を付与することを明記。

許可の承継

- 許可を受けて掘削、浴用・飲用利用等を行う者の相続・合併に際し、再度の許可を不要とし、より簡略な承認手続で地位を承継できることとする。

温泉法改正（平成 19 年）以降の施行状況について

温泉採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害防止に関する 温泉法改正について

①改正法の概要について

温泉法第 14 条の 2 第 1 項に基づき、温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、一定の濃度未満であれば、法第 14 条の 5 第 1 項に基づき都道府県知事へ確認申請を行えば法に基づく許可は不要である。これは、濃度によって、爆発等の危険性に違いがあるためである（法改正の詳細は別紙 1 参照）。

②改正法に関する施行状況について

法改正以前から、温泉を業として採取しているケースについて調査を行った（表－2）。同法第 14 条の 2 第 1 項の許可が必要であった件数は 1,761 件であり、依然として無許可のまま採取しているケースが 2 件、ガスセパレーター等が未設置といった技術的対策が不十分なケースが 9 件存在する（表－2）。これらの必要な措置が実施されていない理由は、主に資金の不足等であった。

また、平成 20 年 10 月 1 日に改正温泉法が施行されて以降、平成 28 年度末までに、同項に基づく許可処分数は 1,854 件であり、無許可の採取は無かった（別表）。

加えて、同法第 14 条の 8 第 1 項及び温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 6 条の 11 第 2 項では、同法に基づく温泉の採取の許可を廃止した際には当該井戸を埋戻した図面及び写真を添付し、都道府県知事に届出ることとなっているが、事業者の破産等により埋め戻しがなされていない井戸は 16 件であった（別表）。なお、埋め戻しがなされていない井戸については、都道府県がモニタリングを実施する等している。

各都道府県では、法改正以降、法第 34 条に基づく報告徴収または同法第 35 条に基づく立入検査を延べ 13,553 回実施しているとの回答が得られた。

表－2 法改正以前から温泉を業として採取しているケース

調査項目	件数
温泉法第 14 条の 2 第 1 項に基づく許可が必要であった件数	1,761 件
同項に基づく許可を取得せずに温泉を採取している件数	2 件
同項に基づくガスセパレーター等が未設置の件数	9 件

※平成 30 年 3 月 15 日現在

③今後の対応について

本法改正の目的は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる事故を防止するためであり、引き続き法に基づく措置を実施していく必要がある。

現在、法改正以前から無許可のまま温泉を採取しているケース等について、都道府県は文書指導や改善指導等を実施しており、今後は、対応を行わない事業者に対して、必要に応じて措置命令等の対応を検討している。環境省では、都道府県知事等に対し、法の遵守を徹底するように通知しており、今後も引き続き法が遵守されるよう、都道府県と連携して対応していく。

また、埋戻しがなされていない井戸について、都道府県では定期的なモニタリング等の実施や事業者に対して埋戻しの履行を求めている。環境省では、温泉井戸の埋め戻し方法を示し、平成 26 年度に各都道府県に通知しており、都道府県と連携して対応していく。

温泉法に基づく可燃性天然ガスによる災害防止対策の状況調べ

別表

2018.3.15現在

	都道府県名	平成21年3月31日までに温泉の採取の許可申請を行うことが必要であった件数	温泉の採取の許可申請を行っていない件数(無許可採取等)	技術的な対策が実施されていない件数(ハード対策未実施)	改正法施行日以降に温泉の採取許可処分を実施した件数	改正法施行日以降に温泉の採取の許可申請を行っていない件数(無許可採取等)	採取許可井戸の埋め戻し未実施数	備考
1	北海道	206	0	3	169	0	0	対策が未実施の施設は雪解け等の後に改修予定
2	青森県	58	0	0	80	0	0	
3	岩手県	19	0	0	0	0	0	
4	宮城県	29	0	0	33	0	1	
5	秋田県	26	0	0	38	0	0	
6	山形県	43	0	0	55	0	0	
7	福島県	27	1	1	34	0	0	
8	茨城県	18	0	0	25	0	0	
9	栃木県	34	0	0	47	0	0	
10	群馬県	38	0	0	12	0	0	
11	埼玉県	62	0	0	119	0	0	
12	千葉県	61	0	0	88	0	0	
13	東京都	46	0	0	66	0	0	
14	神奈川県	43	0	0	9	0	0	
15	新潟県	118	0	0	130	0	14	
16	富山県	37	0	0	6	0	0	
17	石川県	33	0	0	47	0	0	
18	福井県	16	0	0	17	0	0	
19	山梨県	60	0	2	2	0	0	
20	長野県	93	0	0	95	0	0	
21	岐阜県	42	0	0	53	0	1	
22	静岡県	44	0	0	8	0	0	
23	愛知県	49	0	0	64	0	0	
24	三重県	44	0	0	61	0	0	
25	滋賀県	22	0	0	3	0	0	
26	京都府	16	0	0	21	0	0	
27	大阪府	56	0	0	73	0	0	
28	兵庫県	46	0	0	65	0	0	
29	奈良県	13	0	0	14	0	0	
30	和歌山県	45	0	0	50	0	0	
31	鳥取県	0	0	0	0	0	0	
32	島根県	2	0	0	4	0	0	
33	岡山県	2	0	0	2	0	0	
34	広島県	1	0	0	0	0	0	
35	山口県	0	0	0	1	0	0	
36	徳島県	12	0	0	18	0	0	
37	香川県	2	0	0	0	0	0	
38	愛媛県	27	0	0	30	0	0	
39	高知県	23	0	0	29	0	0	
40	福岡県	41	0	0	58	0	0	
41	佐賀県	24	0	0	27	0	0	
42	長崎県	16	0	0	23	0	0	
43	熊本県	41	0	0	49	0	0	
44	大分県	51	0	0	69	0	0	
45	宮崎県	32	0	0	37	0	0	
46	鹿児島県	38	1	3	10	0	0	
47	沖縄県	5	0	0	13	0	0	
	合計	1,761	2	9	1,854	0	16	

温泉法の一部を改正する法律の概要

別紙1

平成19年11月30日法律第121号

法律改正の必要性

温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害の危険性
(平成19年6月に渋谷区の温泉施設で起きた爆発事故等)

<現行の温泉法の法目的>

温泉の保護及びその利用の適正(可燃性天然ガスによる災害防止は対象外)



<今回の法改正>

法目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加えるとともに、温泉の掘削及び採取に際し、具体的な災害防止対策の実施を義務付ける。

改正の概要

1. 目的の改正

従来の目的である「温泉の保護」「利用の適正」に加え、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」を目的に追加。

2. 温泉の採取に伴う災害の防止

(1) 温泉の採取の許可制の新設(第14条の2)

- 温泉の採取を行う者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。ただし、可燃性天然ガスが発生していない温泉((2)の確認を受けたもの)については、許可を受けることを要しない。

(2) 災害防止措置が必要ない旨の確認(第14条の5)

温泉の採取を行う者は、災害防止措置が必要ない旨の都道府県知事の確認を受けることができることとする。

(3) 基準不適合の場合の許可取消し、措置命令(第14条の9)

(4) 採取廃止後の措置命令(第14条の8)、緊急措置命令(第14条の10)

3. 土地の掘削に伴う災害の防止(第4条～第9条の2)

法改正以前から温泉を採取しているものを含めて、すべての採取に許可等が必要